

新 産 号 外
令和 4 年 2 月 14 日

関 係 各 位

新 潟 市 長
(担当:産業政策課)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた
新潟市内飲食店に対する協力金(新潟市令和 3 年度第 6 期)について

国による「まん延防止等重点措置」の適用を踏まえ、新潟県から、本市を含む県内全域を対象とし、飲食店への時間短縮営業などが要請されましたので、下記のとおりご案内します。

この要請に応じていただく新潟市内の飲食店への協力金の審査・支給事務は、新潟市で実施することとなりますので、併せてご案内申し上げます。

関係事業所様への周知にご協力くださいますよう、お願いいたします。

記

- 新潟県からの要請内容 別添のとおりご案内いたします
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(新潟市令和 3 年度第 6 期)について
 - 県の要請対象となる**新潟市内**の施設を運営し、県の要請に全面的に応じていただいた事業者を対象に、協力金を支給いたします。
 - 協力金(新潟市令和 3 年度第 6 期)申請受付開始
 - ※**要請期間の終了後**、新潟市内の対象施設が要請に応じていただいたことを確認したうえでの申請受付開始となります。申請手続きは、市ホームページ等で改めてお知らせいたします。
 - 新潟市内店舗の協力金に関する専用コールセンター** 電話 025-247-8200
受付時間:午前 9 時から午後 5 時まで(土日・祝日を除く)
※新潟市以外の協力金に関するお問い合わせには対応していません。

○新潟市協力金の期別申請受付期間 ※期間はいずれも令和 4 年

期別	県の要請期間	申請受付期間	受付状況
第 6 期	2 月 14 日～3 月 6 日(21 日間)	令和 4 年 3 月 7 日～(予定)	受付前
第 5 期	1 月 21 日～2 月 13 日(24 日間)	令和 4 年 2 月 14 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	受付中

- 飲食店への周知について
新潟市内の全飲食店に向けて、文書を郵送しています。

問合せ先 産業政策課 企画係(直通:025-226-1610)